平成２９年（フ）第５２４号
兵庫県西宮市津田町５番10―611号
債務者　辻井　　葵
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５３０号
兵庫県西宮市上ケ原七番町１番６―203号
債務者　廣瀬　紀子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第９７号
鳥取県米子市観音寺新町１丁目９番３号
Ａ―101号
債務者　渡部　正弘
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第６６６号
広島県廿日市市宮内1979番地１（Ⅱ102）
債務者　大倉　康司
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７１６号
広島市西区井口台１丁目12番21―202号
債務者　津賀村麻由（旧姓神原・山田）
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２８号
福岡県筑後市大字西牟田3831番地13
債務者　北島　里美
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成２９年（フ）第１０７号
宮城県大崎市田尻通木字合志田54番地５、従前の住所宮城県大崎市田尻通木字一本柳17番地５
債務者　亀井　博則
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第８６号
福島県伊達市保原町字弥生町48番地２
債務者　須賀　知子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第９５号
福島県伊達市諏訪野３丁目３番地10
債務者　江刺家千恵
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１０１号
福島市御山字稲荷田65番地の４
債務者　西坂　幸恵
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１４０号
茨城県稲敷市中山4365番地３　ビレッジＷｅｓｔ　新利根201
債務者　川口　幸枝
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第７３号
群馬県桐生市小梅町６番34号
債務者　佐下橋リエ
1　決定年月日時　平成29年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第１４３号
長野県松本市寿北５丁目２番18号
債務者　中村　浩幸
1　決定年月日時　平成29年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１９２号
静岡県富士市石坂442番地の31
債務者　松江　久枝
1　決定年月日時　平成29年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１４０７号
名古屋市天白区鴻の巣２丁目214番地　ウイング錦　103号
債務者　石川　　豊
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４６９号
名古屋市西区城西４丁目４番１号　ジローズ浄心213号（従前の住所）名古屋市中村区名駅南３丁目９番５号　スクエア名駅南906号
債務者　花井里江子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８８号
三重県鈴鹿市池田町482番地の４、前住所三重県鈴鹿市神戸２丁目10番１号　ベルコモン神戸　204
債務者　近田　百子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５０号
滋賀県長浜市唐国町409番地
債務者　河島　直広
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第４３１号
兵庫県尼崎市西難波町５丁目７番２号　西難波ハイツ101号
債務者　中井　良治
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係